

山口南総合センター

令和元年10月1日改定

【ホール等基本利用料金】

* 標準利用人数・・・ホール：500人、リハーサル室：30人、多目的ホ：90人

(単位：円)

時間区分 利用施設	午前 (基本3H)		午後 (基本4時間)		夜間 (基本4時間)		昼間 (基本8時間)		午後・夜間 (基本9H)		全日 (基本13時間)		◎暖房 ○冷房 1H単価
	9:00 ~ 12:00	1H 超過 料金	13:00 ~ 17:00	1H 超過 料金	18:00 ~ 22:00	1H 超過 料金	9:00 ~ 17:00	1H 超過 料金	13:00 ~ 22:00	1H 超過 料金	9:00 ~ 22:00	1H 超過 料金	
ホール(平日)	9,900	3,960	17,600	5,280	17,600	5,280	24,200	3,630	35,200	4,693	41,800	3,858	控室、ホワイエを含む
ホール(土・日・祝)	12,100	4,839	20,900	6,270	20,900	6,270	29,700	4,455	40,700	5,426	49,500	4,569	◎6,600 ○6,050
ホワイエ	1,650	660	2,200	660	2,200	660	3,850	577	5,500	733	7,150	660	◎1,650 ○1,540
リハーサル室	660	264	880	264	880	264	1,540	231	2,200	293	2,860	264	◎385 ○385
控室(大)	330	132	440	132	440	132	770	115	1,100	146	1,430	132	◎220 ○220
控室(小)	190	75	260	78	260	78	460	69	660	87	850	78	◎110 ○110
多目的ホール	1,650	660	2,200	660	2,200	660	3,850	577	5,500	733	7,150	660	◎418 ○275

- ホールの舞台のみの利用は、基本利用料金の30%に相当する額とする。
- 利用時間を超過、又は繰り上げて利用する場合は、1時間あたりの基本利用料金に次の割合を乗じて得た額を加算する。
1時間あたりの利用料金 × 1.2
- * 超過時間が午後10時以降にわたる場合は、1時間あたりの基本利用料金に次の割合を乗じて得た額を加算する。
1時間あたりの利用料金 × 1.5
- 利用者が入場料、その他これに類する料金(料金の額に段階があるときは、最高の額をその料金とする。)を徴収するとき又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときは基本利用料金に次の割合を乗じて得た額を加算する。
(入場料又は会費等が1,000円未満) 利用料金 × 0.2
(入場料又は会費等が5,000円以上10,000円未満) 利用料金 × 0.5
(入場料又は会費等は徴収しないが営利等を目的とする場合) 利用料金 × 1.5
(入場料又は会費等が1,000円以上5,000円未満) 利用料金 × 0.3
(入場料又は会費等が10,000円以上の場合) 利用料金 × 1.0
- 上記により計算した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

山口南総合センター

令和元年10月1日改定

【体育施設等基本利用料金】

(単位:円)

時間区分 利用施設	午前 (基本3H)		午後 (基本4時間)		夜間 (基本4時間)		昼間 (基本8時間)		午後・夜間 (基本9H)		全日 (基本13時間)		暖房 冷房 1H単価
	9:00 ~ 12:00	1H 超過 料金	13:00 ~ 17:00	1H 超過 料金	18:00 ~ 22:00	1H 超過 料金	9:00 ~ 17:00	1H 超過 料金	13:00 ~ 22:00	1H 超過 料金	9:00 ~ 22:00	1H 超過 料金	
アリーナ	2,310	770	3,080	770	3,080	770	5,390	770	6,160	770	8,470	770	暖:220 冷:253
多目的室	330	110	440	110	440	110	770	110	880	110	1,210	110	
運動広場 (ソフトボール1面)	820	275	1,100	275	1,100	275	1,920	275	2,200	275	3,020	275	
運動広場全面 (ソフトボール2面)	1,640	550	2,200	550	2,200	550	3,840	550	4,400	550	6,040	550	
テニスコート	1面165円/1時間												

- 入場料を徴収し、レクリエーション及びアマチュアスポーツで利用する場合は、上記表に定める利用料金の2倍の額とする。
- レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に利用する場合は、上記表に定める利用料金の5倍の額とする。ただし、営利、営業、宣伝等の目的で利用する場合は、上記表に定める利用料金の10倍とする。
- 準備及び整理のため、当日以外の日を利用する場合は、上記表に定める利用料金の額とする。
- 超過料金とは、利用時間以外に利用する場合で、1時間未満の端数はこれを1時間とする。

【照明施設基本利用料金】

利用施設	区分	利用料金(円)
運動広場全面 (ソフトボール2面)	1時間	4,180
運動広場 (ソフトボール1面)	1時間	2,090
テニスコート (1面)	1時間	385
アリーナ1面 (全面の6分の1)	1時間	147

- 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝等の目的で利用する場合は、上記表基本利用料金の2倍の額とする。

【体育施設面基本利用料金】

利用施設	区分	利用料金(円)
アリーナ	1面(アリーナ全面の6分の1)	1時間 52

【体育施設個人利用料金】

利用施設	区分	利用料金(円)
トレーニングルーム	1回(4時間以内)	1人1回 210

☆共通事項

各表により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。